

事業評価書（事前）

平成20年8月

評価対象（事業名）	一般事業主行動計画策定等支援事業		
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課		
関係部局・課室			
関連する政策体系			
基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること	
施策目標	1	男女労働者が多様な公正や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	
施策目標	1-1	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	
個別目標	5	両立支援に取り組む事業主を支援すること	

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

(1) 現状分析

急速な少子化の流れを変えるため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）が制定され、同法第12条に基づき、現在、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備などについて「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出る義務が課せられているところである（300人以下は努力義務）。

次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出は、平成20年3月末現在で、義務となっている301人以上の労働者を雇用する企業については、ほぼ100%の実施状況であるものの、努力義務となっている300人以下の中小企業における策定・届出数は、平成20年3月末現在で11,449社にとどまっており、取組は進みつつあるものの十分に広がっていない。

このように、大企業においては、一般事業主行動計画の策定・実施の取組が一定程度進んでいるものの、中小企業においてはその取組が十分に広がっていないことから、中小企業における取組みをさらに推進するため、次世代法の一部を改正する「児童福祉法等改正法案」を第169回国会に提出したところであり、同法案が成立した場合は、平成23年4月1日より、一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上の企業から従業員101人以上の企業に拡大されることとなる。同法案については、衆議院では全会一致で可決されたものの、参議院において審議未了のため廃案になったところであるが、引き続き企業における次世代育成支援対策の取組を進めていく必要があることから、再度臨時国会への提出を予定しているところである。

(2) 問題点

本改正により、新たに当該義務の対象となる事業主は約3万社であり、その数は、現在の義務づけ対象企業の約2倍になると想定される。また、今回新たに義務づけ対象となる101人以上300人以下の事業主については、これまでの301人以上の大企業と比較すると、経営基盤が弱く、業種も多岐にわたり、また人事担当部門の体制が十分に整っていない場合が多いと考えられる。

(3) 問題分析

中小企業において、一般事業主行動計画の策定により仕事と子育てとを両立しやすい雇用環境の整備をより一層促進するためには、個々の企業において主体的な取組が進むよう、企業規模や業種に応じた中小企業事業主向けの行動計画の策定マニュアルの作成や、丁寧な個別相談の実施等により、中小企業事業主が個々の実情に応じた行動計画の策定に着手しやすくなる環境を整備する必要がある。

(4) 事業の必要性

このため、法が施行される平成23年までの2年間で、特に101人以上300人以下規模を中心とした中小企業に対する一般事業主行動計画の策定が速やかに行われるよう、次世代育成支援対策推進センター等の事業主団体において、集団説明会やコンサルタントによる個別相談等を行う等、個々の中小企業の実情に応じた行動計画の策定・届出を支援することが必要である。

また、各次世代育成支援センターで、個々の企業の実情に応じたきめ細やかな個別の支援ができるよう、取組マニュアルを作成するほか、コンサルタントに対する研修等、全国の次世代育成支援対策推進センターの事業支援を行うことにより、地域における次世代育成支援の取組を進めることが必要である。

現状・問題分析に関連する指標

		H15	H16	H17	H18	H19
1	一般事業主行動計画策定届届出件数(単位:企業)	—	—	14,383	18,955	24,775
(調査名・資料出所、備考)						
・指標は、都道府県労働局雇用均等室の業務報告による。						

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（事業主団体）

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規

一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が拡大される平成23年までの2年間に、101人以上300人以下規模企業を中心とした中小企業に対する一般事業主行動計画の策定・届出の取組に向けた支援を強化する。

(1) 中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン

【中央における取組】

個々の企業の実情に応じたきめ細やか個別の支援ができるよう、取組マニュアルを作成するほか、コンサルタントに対する研修等、全国の次世代育成支援対策推進センターの事業支援を行う。

- ・実態調査
- ・企業の取組支援のための資料（マニュアル）の作成
- ・次世代センター等の取組支援（中央研修会の開催、企業コンサルティング業務テキストの作成）

【地方における取組】

集団説明会やコンサルタントによる個別相談等を実施することにより、個々の中小企業における行動計画の策定・届出を支援する。

- ・実態把握
- ・講習会の開催
- ・個別相談の実施
- ・情報提供

(2) 次世代育成支援対策推進員の配置

101人以上300人以下の企業を中心とした中小企業に対する一般事業主行動計画策定・届出の取組に向けた支援を強化するため、次世代センターに配置する推進員を増員し、体制を強化する。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）

予算額(単位:百万円)	H17	H18	H19	H20	H21
	—	38	43	48	59
					(11)

(整理番号23)

※「H21」については予算概算要求額
 ※（ ）は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）					
予算額（単位：百万円）	H17	H18	H19	H20	H21
	—	—	—	—	925
※「H21」については予算概算要求額					

3. 事業の目標

事業の目標	
中小企業における次世代育成支援対策の取組が進むこと。	
政策効果が発現する時期	なし

4. 評価指標

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 一般事業主行動計画策定届届出件数（単位：企業）のうち、101人以上300人以下規模企業数 (達成水準/達成時期)	新たに義務化となった101人以上300人以下規模の届出件数の増加により、中小企業に対する各種支援事業の成果を把握する。
2 一般事業主行動計画策定等次世代育成支援対策に関する講習会の実施回数（単位：回） (達成水準/達成時期)	中小企業に対する講習会の回数により、中小企業への周知・啓発の状況を把握する。
参考指標	本事業と指標の関連についての説明
1 次世代育成支援対策推進センター数（単位：団体） (調査名・資料出所、備考)	次世代法第20条に基づき、厚生労働大臣が指定している次世代育成支援対策推進センターの数により、一般事業主行動計画の策定を支援する機関を把握する。
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1 都道府県労働局雇用均等室の業務報告による。 ・指標2 各次世代センターの業務報告による。 ・参考指標2 厚生労働省における次世代センターの指定件数による。 	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業は少子化対策の施策の一環として、改正次世代法において101人以上の規模の事業主に義務づけられた行動計画の策定を円滑に進めるためのものであるため、行政が関与することが不可欠である。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 一般事業主行動計画の策定は、改正次世代法により全国一律に101人以上の規模の事業主に義務が課されたものであり、策定に対する支援も全国一律に実施することが必要であるため、本事業は国において実施すべきものである。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 本事業の実施に当たっては、地域別・業種別などの個々の企業の実態に応じ、適切な相談等の援助を行うことができるものとして次世代育成支援対策推進センター等一般事業主団体を指定して実施することとしている。			

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
---	--

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
<p><投入></p> <p>(1) 一般事業主行動計画の策定・実施についての好事例の収集及び好事例集等取組マニュアルの作成及びコンサルタントに対する研修(中央の取組)</p> <p>(2) 一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策に関する講習会の実施及びコーディネーターによる個別相談の実施(地方の取組)</p> <p>(3) 次世代育成支援対策推進員を主要なセンターに設置することによる、センター事業と一体となった一般事業主に対する支援(センターの体制強化)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><結果></p> <p>各企業の実情に応じた適切な一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策の推進</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><成果></p> <p>労働者が安心して子どもを産み育てられる職場づくりの実現</p>
<p>事業の有効性</p> <p>労働者が安心して子を産み育てられる職場づくりが実現することにより、少子化の背景として指摘されている仕事と家庭の両立の負担感を軽減することにつながり、少子化の流れを変える施策の一つとしての効果の発現が見込まれる。</p>

(3) 効率性の評価

<p><手段の適正性></p> <p>(a) 当該事業を行わない場合 当該事業を行わなければ、中小企業に対する周知・啓発が不十分になり、どのように行動計画を策定したらよいかわからない等の混乱が生じる可能性がある。また、個々の企業の実態に応じた一般事業主行動計画の策定を支援することが困難になり、次世代育成支援対策推進法の趣旨に照らし十分な成果が現れないことなどが想定される。</p> <p>(b) ほかに想定しうる手段で行った場合 例えば、単に一般事業主行動計画策定指針を周知するのみであれば、個々の企業がその業種の特性など、それぞれの実情に応じた計画の策定が十分にできないことや、計画が形式的なものにとどまってしまう、策定した行動計画が十分な効果を発揮しないなどの事態が想定される。</p> <p>(c) 当該事業を行った場合 当該事業の実施によって計画を策定する事業主にきめ細かな支援を行うことで、個々の事業主の実情に合った効果的な行動計画の策定につながり、ひいては子どもを産み育てやすい職場づくりの実現が図られる。</p> <p><費用と効果の関係に関する評価></p> <p>本事業の経費は、一般事業主行動計画の効果的な策定のために最低限必要な取組の必要経費であり、この費用の投入により、子どもを安心して産み育てられる職場づくりの実現→少子化の流れの変化→わが国の社会経済に与える深刻な影響の回避という大きな効果が得られるものである。</p> <p>また、本事業の実施に当たっては、次世代育成支援対策推進センター等の事業主団体を指定することにより相談等のノウハウを有する民間活力を有効に活用することができるため、費用対効果が高い。</p>

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

<p>本事業は、わが国の喫緊の課題となっている少子化対策の取組の一つとして、労働者が安心して子どもを産み育てられる職場づくりの実現に向けて必要な事業であり、その優先度は非常に高いものと考えられる。</p>
--

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）

- 次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（平成15年7月8日 参議院厚生労働委員会）
 - ・行動計画の策定が努力義務とされている従業員が300人以下の中小事業主についても、できる限り行動計画が策定されるよう支援を行うこと。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

次世代育成支援のあり方については、平成19年12月にとりまとめられた『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』において、①働き方の改革による「仕事と生活の調和の実現」と②就労を支える多様な保育サービス等の子育て支援の充実を車の両輪として取り組んでいくことが指摘されたところであり、事業主の次世代育成支援の取組み推進のための制度的な対応等については、早急に着手するものとされたところ。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

- 総務省東北管区行政評価局（平成19年9月6日）による指摘。

【一般事業主行動計画策定に向けた積極的な勧奨の実施】

- ① 労働局、県、市、支援センター等で連絡協議会を設置する等して、それぞれが保有する情報の共有、各機関の役割分担について検討し、緊密な連携をとって個別事業主に対して積極的な勧奨を行うこと。
- ② 既に、行動計画の前提となる社内規定を整備している企業が多いことから、企業への働きかけについては、具体的な計画を例示する等して、その理解を求めるよう配慮すること。

【一般事業主行動計画の推進に向けた勧奨の実施】

- ① 支援センターとの情報の共有化を図り、緊密な連携の下に援助体制を構築し、事業主が行動計画に定めた事項の推進に取り組むよう指導・援助を行うこと。
- ② 認定事業主の増加を図るには、認定により使用が認められる（くるみんマーク等）が普及し、認定制度の社会的認知が拡大することが肝要。このため、i) 事業主に認定基準の正確な情報を提供し、申請を躊躇させている要因を排除する、ii) 認定に伴うメリットを認定事業主における具体例を示すなどして理解を求める等により、認定申請を促進すること。

④会計検査院による指摘

なし

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 社会保障審議会少子化対策特別部会における、事業主団体からの指摘
 - ① 中小企業への対象拡大を行うとなれば、中小企業の経営環境の厳しさや負担等について十分考慮すべきであり、また、中小企業への周知期間を十分確保するとともに、支援策の今日かを図るなど、中小企業がソフトランディングできるよう最大限の配慮をすべきであること。
 - ② 全国の「次世代育成支援対策推進センター」を、中小企業への周知や中小企業が次世代育成支援対策を効果的に推進するための地域の核として積極的に活用していくことが重要であること。
 - ③ 次世代育成支援対策推進センターの機能強化をはじめ、国の支援の充実強化を、法改正とセットで講じる必要があること。